

事務連絡  
令和5年5月25日

各 

都道府県
市町村
特別区

 母子保健主管部（局）御中

こども家庭庁成育局母子保健課

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業の  
成果物について（情報提供）

母子保健行政の推進につきましては、かねてより格段の御配意を賜り、深く感謝申し上げます。

母子保健課では、母子保健行政の推進の観点から、これまで、各都道府県及び市町村のご協力の下、子ども・子育て支援推進調査研究事業において、母子保健事業の現状、課題及びニーズ等を把握するための各種の調査研究を行っています。

今般、昨年度の調査研究事業の報告書等が公開されましたので、別紙のとおり情報提供いたします。各事業の概要については、別添をご参照ください。アンケート調査等にご協力いただき、ありがとうございました。

なお、啓発資料等、成果物の一部は、「健やか親子21 妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト」においても、参考資料として掲載しております。

<健やか親子21 妊娠・出産・子育て期の健康に関する情報サイト>

URL : <https://sukoyaka21.cfa.go.jp/useful-tools/thema3/>

## 成果物一覧

別紙

※・・・「主な成果物」のうち、健やか親子 21 のホームページに掲載している成果物

	調査研究課題名	実施主体	掲載 URL	主な成果物
1	産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業	株式会社野村総合研究所	<a href="https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_7">https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_7</a>	○産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業報告書 ○産後ケア事業・産婦健康診査事業の体制整備のための事例集
2	3歳児健康診査における視覚検査の実施体制に関する実態調査研究	株式会社キャンサーキャン	<a href="https://cancerscan.jp/news/2133/">https://cancerscan.jp/news/2133/</a>	○市区町村及び都道府県担当者のための「3歳児健診における視覚検査の円滑な実施と精度管理のための手引書」(※) ○事例集(※) ○要精密検査のこどもの保護者向け情報提供リーフレット(※)
3	母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	<a href="https://www.ncchd.go.jp/center/activities/kokoro_jigyo/">https://www.ncchd.go.jp/center/activities/kokoro_jigyo/</a>	○妊娠・出産期リスクアセスメントシート(※) ○乳幼児期リスクアセスメントシート(※) ○運用マニュアル(※)
4	児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	<a href="https://www.mizuhort.co.jp/case/research/r04kosodate2022.html">https://www.mizuhort.co.jp/case/research/r04kosodate2022.html</a>	○児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究報告書 ○児童福祉施設等における食事の提供ガイド素案
5	妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業	株式会社野村総合研究所	<a href="https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_8">https://www.nri.com/jp/knowledge/report/lst/2023/mcs/social_security/0410_8</a>	○妊婦健康診査に係る費用負担等の実態に関する調査研究事業報告書

令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

産後ケア事業及び産婦健康診査事業等の実施に関する調査研究事業

株式会社 野村総合研究所

### 産後ケア事業について

産後ケア事業においては、事業実施率は上がってきているものの、あらゆるニーズに対応した受入体制の確保には未だ至っていない。委託先確保を課題とする市町村が多い一方で、その対応策の一つである広域連携の実施はまだ広がっていない。その結果、本人の利用希望に応じて受入を行う市町村の数もまだ少なく、需要に対して十分な提供ができていない状況であると言える。また、4か月以降の対象者の利用実態に合わせた受入体制の整備が今後の課題となっている。

事業の充実にあたっては、支援が必要となる方を確実に把握し、適切なケアへと連携していく仕組みが必要不可欠である。そのためには、産婦健診実施・分娩取扱い医療機関や産後ケア事業実施機関、精神科医療機関、など様々な関係機関との情報の連携を行うことが求められる。今後、そうした情報連携をより負荷なく円滑に進めるための仕組みづくりが必要となる。すでに一部の市町村では情報連携フローやフォーマットの構築が始まっており、こうした取組の横展開が求められていくであろう。

さらに、安全・ケアの質を含めたガイドライン等の整備も必要となる。また、利用を促進するうえで、利便性の向上も求められている。特に、事業の利用にあたって市町村窓口まで申請に行かなければならないなど、産婦の負担が大きいと言った声もみられた。オンライン申請の導入などより負担なく利用できる仕組みづくりも今後検討していく必要があるだろう。今後ユニバーサルなサービス利用を推進していくためには、こうした要件の判定なしに利用を求める希望者全てに対して利用を認めていけるような体制の整備が必要となる。しかしながら、ヒアリングにもあった通り、限られた財源と資源の中で限られた委託先とともに受け入れている現状においては、何等かの利用条件を設定して数を限定せざるを得ないという課題もある。

### 産婦健康診査事業について

産婦健診においては、実施率は比較的高く、1か月健診が75.6%、2週間健診は65.2%の市町村で実施がされている。また、産婦健診を行っている市町村においては、市町村を超えた利用は9割を超えており、6割近くが集合契約を実施するなど、都道府県を中心とした実施体制の構築も進んできている。今後は更なる実施率の向上や事業実施体制の確保に向けて、都道府県による広域連携の支援の推進が求められる。

また、事業実施上の課題として最も多く挙がっていたのが支援対象者に関する情報連携であり、51.6%にも上った。電話での随時報告はほとんどの市町村で行われているものの、報告書式による情報連携や定期的な連絡会議の開催などが求められてくるであろう。

これらの情報連携によって把握された対象者を適切な支援につなげていくことは重要である。現状、市町村の対応としては、産後ケア事業につないでいる割合が高く85%に上った。一方で、必要に応じて精神科医療機関等につなぐなどの連携もさらに求められていくだろう。対象者のニーズに合わせて、すでに行われている様々な母子保健事業を活用することで、切れ目のない支援を提供することができる。

### 産前・産後サポート事業における多胎妊産婦等支援について

多胎妊産婦等支援については、実施率が低く、特に小規模市町村ではほとんど実施されていない。背景として対象となる産婦が少ないことが挙げられていた。1市町村で体制構築を行うことは難しいと想定されるので、広域連携やオンラインなどを活用することで、事業実施するなどの工夫が求められるだろう。

### 調査目的：

約50人に1人といわれる弱視等の視覚異常であるが、視機能の発達は6～8歳までに完成するとされており、その発達には適切な視覚刺激が必要とされる。視覚の感受性期間に発達を妨げる何らかの異常が生じると正常な視力、両眼視の獲得が妨げられる。そのため、屈折異常や斜視、眼疾患などを早期に発見し治療することが重要であり、3歳児健診における視覚検査は視覚異常の早期発見・早期治療を図る上で、非常に重要な検査である。令和3年2月に閣議決定された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」によって、今後、より一層の検査実施体制の整備が進むことが期待されるが、その取り組みを促進するとともに、検査及び精度管理の質の均てん化を図ることは、非常に重要な課題である。

### 事業概要：

本研究では、全国の自治体における視覚検査の実施実態を把握するとともに視覚検査を推進するための体制整備が進んでいる地域の好事例を収集し、自治体担当者向けの実践的な手引書及び事例集、また、視覚検査の場で要精密検査となったこどもの保護者に配布する受診勧奨に資するリーフレットを作成した。事業の推進・検討にあたっては、3歳児健診の視覚検査に携わる様々な立場の有識者による研究会を設置し、助言を得た。

#### 実施した調査

- ① 市区町村・都道府県を対象としたヒアリング調査（12自治体）
- ② 市区町村・都道府県を対象とした悉皆調査実態
- ③ リフレットの作成に伴う3歳児の保護者を対象としたインタビュー調査

#### 主な成果物

- ✓ 3歳児健診における視覚検査の円滑な実施と精度管理のための手引書
- ✓ 事例集
- ✓ 要精密検査となったこどもの保護者への情報提供リーフレット

### 調査及び検討内容の整理と効果として期待される事から：

悉皆調査によると、令和4年10月1日時点で、二次検査において屈折検査を「実施している」市区町村は70.0%にのぼり、「現在は実施していないが、令和4年度中の実施を予定している」の7.9%と合わせると、令和4年度中に77.9%の市区町村において屈折検査の実施が見込まれ、屈折検査の導入が大きく進んでいることがわかった。

一方で、調査によって、こどもの視覚の発達や弱視に関する知識や認識がまだ十分でないこと（インタビュー調査より）や、精度管理を行う体制が十分に整備されていないこと（例えば、二次検査結果を把握していても、要精密検査率を分析しているのは37.2%にとどまる）など、様々な課題も明らかとなった。

本事業で作成した「手引書」及び「事例集」は、検査実施体制の整備を促進するとともに、検査及び精度管理の質の均てん化に大きく寄与すると考えられる。また、要精密検査となったこどもの保護者に配布するリーフレットによって必要な情報が保護者に周知されることで、適切なタイミングでの眼科受診を促進し、すべての子どもが平等に視覚障害克服のチャンスを得ることに繋がると考えられる。

令和4年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」

国立成育医療研究センター

## 1. 調査事業目的

令和3年度の子ども・子育て支援推進調査研究事業では、全国の母子保健活動で使用されているアセスメント項目を広く収集し、全国調査で定量的な評価を加え、子育て上の困難や児童虐待の発生を含む社会的なリスクを把握するためのアセスメント項目の構成案が作成された。令和4年度事業の目的は、妊娠届出時、母子健康手帳交付時、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等の母子保健活動において、「児童福祉と共有が必要な」妊産婦・乳幼児およびその家庭を組織として把握し、母子保健部局内や関係機関との情報共有時に使用できる標準化されたリスクアセスメントシートに改良を加え、精度評価を実施し、運用マニュアルの作成を行うこととした。

## 2. 事業実施概要

### ① 母子保健事業におけるリスクアセスメントシートの実用化作業(半構造化面接)

5自治体10名の母子保健関係者に対して半構造化面接を実施し、リスクアセスメントシートを母子保健活動で使用するために必要と思われる用語・具体例の追加や変更、使用方法について意見を聴取し、リスクアセスメントシートの改訂作業を行った。

### ② 母子保健事業におけるリスクアセスメントシートの精度評価に係る調査(ダミーケース調査)

母子保健関係者へのダミーケースを用いた紙面/オンライン調査を実施し、リスクアセスメントシートが異なる職種、経験年数であっても、ある程度一致した評価ができること(評価者間信頼性)の検証を行った。また、児童福祉と共有すべき支援の必要性を把握する暫定的なカットオフ値、感度・特異度を補足的に算出した。

### ③ 実務導入に向けた運用マニュアル作成(フォーカスグループインタビュー)

半構造化面接、検討委員会での討議をもとに、運用マニュアル構成案を作成した。その後、フォーカスグループインタビューで、運用マニュアルの内容の適切性、各項目の説明について検討を行い、運用マニュアルの改良を行った。

## 3. 主な成果

本事業により、母子保健活動において、支援の必要な妊産婦・子ども・家庭を適切に把握し児童福祉と共有につなげるためのリスクアセスメントシート改訂版を作成した。また、リスクアセスメントの各項目の評価者間信頼性を明らかにし、評価者による差異が生じる項目については、用語の改良や説明を追加した。また、リスクアセスメントシートの該当項目数に関する暫定的なカットオフ値を報告し、母子保健活動で使用するための運用マニュアルを作成した。母子保健従事者がリスクアセスメントシートや運用マニュアルを通じて、母子保健における支援の必要性に関する共通認識を持つことにより、リスクアセスメントに関する知識の均てん化、情報連携の促進につながることが期待される。

## 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

### <調査研究報告書タイトル>

児童福祉施設等における栄養管理や食事の提供の支援に関する調査研究 報告書

### <実施主体名>

みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社

(以下、調査研究報告書の概要を記載。)

#### I 事業概要

「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年）、「保育所における食事の提供ガイドライン」（平成24年）の2つのガイドを「既存のガイドライン」として位置づけ、これらの内容を統合・整理すると共に、児童福祉施設の食事提供に係る調査を実施し、その結果を踏まえて、現場での活用性をより高めたガイドの改訂版素案を作成することを目的として、以下事項を実施した。

- ・検討委員会の運営
- ・児童福祉施設を対象としたヒアリング調査
- ・自治体を対象としたアンケート調査
- ・既存のガイドラインの内容整理、先行研究からの情報収集を踏まえたガイド改訂版素案の作成

#### II 児童福祉施設を対象としたヒアリング調査

児童福祉施設における食事提供の具体的な業務実態を把握し、現場の実情に即したガイド改訂版素案の作成に資すること、また、ガイド改訂版素案の記載について現場職員の理解を促すための取組み例を収集することを目的として、児童養護施設3施設、乳児院3施設、障害児施設2施設を対象としたヒアリング調査を実施した。

ヒアリング結果は記録として取りまとめると共に、食事提供のPDCAに関する実態や、その課題について、主な結果を整理・考察した。

#### III 自治体を対象としたアンケート調査

ガイド改訂版の普及に向けて、行政の児童福祉施設担当課における、児童福祉施設の食事提供への関わり方（児童福祉施設の食事提供の把握状況や、児童福祉施設への支援内容等）の実態や課題を把握することを目的として、全国の都道府県・市区町村の児童福祉施設所管部署を対象としたアンケート調査を実施した。

調査結果については、特に、児童福祉施設の施設類型別、所管部署での管理栄養士・栄養士の配置有無別に比較分析を行った。

#### IV ガイド改訂版素案の作成

既存のガイドラインの内容を整理すると共に、先行研究の内容を踏まえ、ガイドの改訂に向けた参考情報を収集した。これら参考情報、児童福祉施設へのヒアリング結果、自治体を対象としたアンケート調査結果をもとに、検討委員会で議論し、次年度以降に国等が提示するガイド改訂版の参考資料として、「児童福祉施設の食事の提供ガイド素案」を作成した。

### 市町村の現状

今回市町村アンケート調査を実施した中では、多くの市町村で厚生労働省告示に基づき、妊婦健診の費用負担を行っていた。

一方費用負担の範囲や回数は市町村によって異なり、14回を超えて費用負担する市町村もある他、母子手帳交付前の健診や40週以降の14回を超えた分の健診などについて費用負担する市町村とそうでない市町村に分かれた。

妊婦からも、「自己負担が医療機関によって異なる」、「負担額や内訳がわかりにくい」、「どの検査が標準的な項目かがわかりにくい」と言った声が挙がっていた。

### 医療機関の現状

今回の調査の結果、医療機関で実施している各健診項目の実施回数に応じた公費負担が、概ねなされていた。ただし、超音波検査に関しては、医療機関での実施回数と公費負担の回数に乖離があることが判明した。

また、医療機関によっては、市町村からの公費負担の対象となっていない検査が追加的に実施される場合がある一方で、2割超の医療機関では事前に妊婦健診の費用が提示されていない。

さらに、説明用にパンフレット等を用意し、明示的にわかりやすく費用を提示している医療機関がある一方で、説明がある医療機関であっても、初回時に口頭のみで説明されるといったケースも見られ、妊婦にとってわかりやすい費用提示になっていないケースも見受けられた。

### 妊婦健康診査の費用負担に関する提言

市町村ごとに費用負担の対象や金額、方法が異なるほか、医療機関によっても追加的に実施する検査の有無などの対応が異なっている。さらには、追加的な検査の実施に伴い、自己負担が発生する場合においても、その内容について事前に説明されないケースや説明があっても口頭だけのケースもあり、妊婦にとってのわかりにくさにつながっている。

そこで、市町村は、厚生労働省告示に基づいた妊婦健診の検査項目についての公費負担を推進するのみならず、公費負担している検査項目について市町村からも丁寧な説明を心掛けることが求められる。説明にあたっては、資料を提示するなど、分かりやすい工夫も求められる。

また、医療機関においても、妊婦自身が妊婦健診に係る費用を適切に把握できるよう、実施する検査の内容とその費用について、わかりやすい形で提示できるような工夫を行うことが求められる。特に、ホームページやリーフレットに掲載するなどの工夫も行うことが望ましい。さらに、初回受診時に伝えるだけでなく、自己負担が発生する際には必要に応じて情報提供を行うなど、口頭で説明する際は、丁寧な説明が求められる。

さらに、市町村ごとにその費用負担の状況などは異なることから、医療機関からも公費負担の内容を確認の上で、妊婦の費用負担が生じる場合には、その内容及び費用について説明することが望ましい。同内容については、市町村からも説明すべき点であることはもちろんだが、特に母子健康手帳交付時は、非常に多くの情報提供がなされており、妊婦にとって全てを理解して対応するのは難しい。特に身近な存在である医療機関からも情報提供を行うことで、より透明性の確保された健診受診につながると言えよう。